（様式５）

最終更新日：令和8年10月27日

公益社団法人日本パークゴルフ協会　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。参考URL:https://www.parkgolf.or.jp/

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（1）組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	公益社団法人日本パークゴルフ協会中期基本計画（令和6年度～令和10年度）を策定し、協会ホームページで公開している。計画策定にあたっては、理事会で審議を行うとともに、全国８か所で会議を開催し、会員からも幅広く意見を聴取した。	1 公益社団法人日本パークゴルフ協会中期基本計画（令和６年度～令和10年度）
2	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（2）組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	幅広くパークゴルフを指導することができる人材の育成のため、公益社団法人日本パークゴルフ協会指導者養成に関する基本方針を定め、指導者の養成、確保に取り組んでいる。「中期基本計画」において、方向性として「人材の育成・確保」を掲げている。	1 公益社団法人日本パークゴルフ協会中期基本計画（令和６年度～令和10年度）、 2 公益社団法人日本パークゴルフ協会指導者養成に関する基本方針
3	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（3）財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	「中期基本計画」において、「財務」を大項目として設定し、自主財源の確保、財務の健全な運営を掲げている。	1 公益社団法人日本パークゴルフ協会中期基本計画（令和６年度～令和10年度）
4	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	当協会に加盟している都道府県協会において、女性の役員はごく僅かであり、理事等の選出において苦慮しているところである。現状では理事15名中女性理事は１名である。次期改選において外部理事・監事の登用するなど理事の選出を検討しているところであり、その過程において女性理事の更なる登用を図りたいが、会員の高齢化が進み、役員の成り手がいないことが喫緊の課題となっており、まずは、役員の成り手の確保を図ることが優先され、女性理事の目標割合の達成は、現状では困難である。	3 役員名簿

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	当協会は社団法人であるので、本審査項目は適用されない。	なし
6	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（1）組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	当協会には、いわゆる「アスリート」と呼ばれる競技者は存在しないので、本審査項目は適用されない。	なし
7	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（2）理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	現在の理事は16名であり、各都道府県協会の役員とパークゴルフ関係者で識見を有する者で構成されている。理事の人数は定款では5名以上20名以内と定められており、現状は適正な規模である。理事会への出席率も90％を超えている。	3 役員名簿
8	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	現在、年齢制限は設けていない。会員の高齢化が進み、役員の成り手がいないことが大きな課題となっており、そうした中で、年齢制限を設けることは現状では困難である。	なし
9	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	現在、再任回数の上限は設けていない。会員の高齢化が進み、役員の成り手がいないことが大きな課題となっており、そうした中で、再任回数の上限を設けることは現状では困難である。	なし
			【例外措置または小規模団体配慮措置】	

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（4）独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	役員候補者選考委員会は設置していない。当協会の役員の大部分は、全国８ブロックからの推薦に基づき候補者としているところから、当協会においては選考委員会の設置はなじまない。	なし
11	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（1）NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	倫理規程を整備している。	4 倫理規程
12	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	入会に関する規程、監事監査規程、会費規程、事務局規程、職員服務規程、経理規程などを整備している。	5 入会に関する規程、 6 監事監査規程、 7 会費規程、 8 事務局規程、 9 職員服務規程、 10 経理規程
13	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	情報公開規程、個人情報の保護に関する取扱要綱、特定個人情報取扱規程を整備している。	11 情報公開規程、 12 個人情報の保護に関する取扱要綱、 13 特定個人情報等取扱規程
14	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	役員の報酬、費用弁償及び通勤手当に関する規程、特別職職員で常勤の者の給与に関する規程、職員給与規程、職員の退職手当に関する規程などを整備している。	14 役員の報酬、費用弁償及び通勤手当に関する規程、 15 特別職職員で常勤の者の給与に関する規程、 16 職員給与規程、 17 職員の退職手当に関する規程
15	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	資産管理運用規定、特定費用準備資金取扱規程を整備している。	18 資産管理運用規程、 19 特定費用準備資金取扱規程

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
16	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	会費規程、協会指導者に関する規程、公認コース認定規程、協会用具認定に関する規程などを整備し、会費、認定料など収入確保に努めている。	7 会費規程、 20 協会指導者に関する規程、 21 公認コース認定規程、 22 協会用具認定に関する規程
17	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（3）代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	当協会においては代表選手の選考を必要とする状況がないので、本審査項目は適用されない。	なし
18	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（4）審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	当協会には審判員が存在しないので、本審査項目は適用されない。	なし
19	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（5）相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	当協会においては、これまで弁護士等への相談を必要とする案件が生じていないので、必要な体制は確保されていないが、2026年中に弁護士への相談ルートを確保することで検討している。	なし
20	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（1）コンプライアンス委員会を設置し運営すること	委員会は設置していない。2026年に弁護士への相談ルートを確保し、専門的な意見を聴取できるような体制を構築する予定である。委員会の設置については、今後検討していく。	なし
21	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（2）コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	委員会は設置していない。2026年に弁護士への相談ルートを確保し、専門的な意見を聴取できるような体制を構築する予定である。委員会の設置については、今後検討していく。	なし
22	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（1）NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	当協会においては、コンプライアンス教育についての教育活動は実施できていないが、2026年中の理事会において、コンプライアンス研修会の開催について検討する。	なし

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
23	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（2）選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	当協会においては、コンプライアンス教育についての教育活動は実施できていないが、2026年中の理事会において、指導者を対象としたコンプライアンス研修会の開催について検討する。	なし
24	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（3）審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	当協会には審判員は存在しないので、本審査項目は適用されない。	なし
25	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（1）法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	毎月の経理状況を委託先の会計事務所が点検を行い、決算等においても専門的な立場からの指導助言を受けるなど、適正な会計処理に努めている。法律面においては、2026年中に弁護士への相談ルートを確保する。	なし
26	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（2）財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	経理規程を整備し、公益会計基準に基づき適切に会計処理を行っている。また、各事業年度の会計書類等の監事による監査も実施し、監査報告書を作成している。	3 役員名簿、 23 令和7年度貸借対照表、 24 令和7年度正味財産増減計算書 25 令和7年度財産目録 26 令和7年度監査報告書
27	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（3）国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	（独）スポーツ振興センターからの助成金に関し、同助成金の会計規程及び手引きを遵守して会計を行っている。また、（財）日本レクリエーション協会の助成金、大会開催地からの補助金等についても法令、ガイドライン等を遵守している。	27 （独）スポーツ振興センターからの助成金の交付通知書
28	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（1）財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	法令に基づき、主たる事務所において事業計画書、決算書類を含む事業報告書など書類を備え付けている。また、当協会ホームページにおいても閲覧が可能である。	28 令和8年度事業計画書 29 令和8年度予算書、 23 令和7年度貸借対照表 24 令和7正味財産増減計算書、 25 令和7年度財産目録

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
29	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	選手選考を実施していないので、本審査項目は適用されない。	なし
30	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	当協会おいては、これまでガバナンスコードの遵守状況に関する情報等の開示を実施してないかったが、本遵守状況の自己説明をもって、当協会のホームページで公開する。	なし
31	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（1）役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	現在まで、種々の契約については利益相反を常に念頭に置き、客観性・透明性をもって慎重な検証を行っている。	なし
32	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（2）利益相反ポリシーを作成すること	現在まで、種々の契約については利益相反を常に念頭に置き客観性・透明性をもって慎重な検証を行っている。当協会のような小規模な組織においては、過去にも該当する事案が発生していないので、利益相反ポリシーの作成については、今後の検討課題とする。	なし
33	［原則9］通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	通報制度に関する規程等は整備していない。これまで事案は発しておらず、当協会のような小規模な組織では、現段階では制度を必要とはしていない。	なし
34	［原則9］通報制度を構築すべきである	（2） 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	通報制度に関する規程等は整備していない。これまで事案は発しておらず、当協会のような小規模な組織ではその必要性も勘案して、専門家も交えた運用体制を整備、運営していくことは困難である。	なし
35	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（1）懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの　手続を定め、周知すること	当協会では、懲罰の該当事案は発生していない。当協会の倫理規程において懲罰について定めているが、その具体的な手続きについては明確になっていないことから、2027年末までに規程の実効性を確保するための細目を整備する。	4 倫理規程
36	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（2） 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	2026年中に弁護士への相談ルートを確保し、助言・指導を受けられる体制を整備する。	4 倫理規程

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
37	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（1）NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	当協会の倫理規定は、日本スポーツ協会への加盟前に制定したので、自動応挙条項は定めれていない。2026年中に自動応挙条項を加える。	4 倫理規程
38	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（2）スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	これまで処分事案の発生はないが、処分を下す際に不服がある場合には、日本スポーツ協会仲裁機構に不服を申し立てることが可能であることを処分対象者に明示する。	4 倫理規程
39	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（1）有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	危機管理体制及び危機管理マニュアルは整備されていない。今後、検討していく。	なし
40	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（2）不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	過去４年以内に不祥事は発生していない。	なし
41	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（3）危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	過去４年以内に不祥事は発生していない。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
42	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（1）加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	連合会（都道府県協会）設置に関する規程、加盟団体規約の準則に関する規程を整備し、協会の設立や運営について指導、助言、支援を行っており、権限関係についても一定の整備はされている。	30 連合会（都道府県協会）設置に関する規程、31 加盟団体規約の準則に関する規程
43	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（2）地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	毎年の総会前に連絡会議を開催し必要な情報の提供を行うとともに、地方組織の生の意見、要望の聴取を行っている。また、２年に１回、全国８か所でブロック会議を開催し、地方組織の役員や指導者等と意見交換やルールの研修会を実施している。	なし